

書 評

BOOK REVIEW

大内 伸哉・坂井 岳夫・
土岐 将仁・山本 陽大 著

『フリーランス法制を考える』

——デジタル時代の働き方と法

水島 郁子

1 本書の対象とアプローチ

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という）は、2023年4月に成立し、2024年11月に施行された。フリーランスに関する法律書は、第二東京弁護士会労働問題検討委員会『フリーランスハンドブック』（労働開発研究会、2021年）、鎌田耕一・長谷川聡編『フリーランスの働き方と法——実態と課題解決の方向性』（日本法令、2023年（〔第2版〕2025年））、橋本陽子『労働法はフリーランスを守れるか——これからの雇用社会を考える』（筑摩書房、2024年）、那須勇太・益原大亮編著『実務逐条解説 フリーランス・事業者間取引適正化等法』（中央経済社、2024年）、鎌田耕一・岡田直己編著『Q&A フリーランス法の概説』（三省堂、2025年）等、フリーランス法成立前にフリーランスをめぐる法律問題を取りあげたもの、フリーランス保護の観点から論じたもの、フリーランス法の解説書等、多数の書籍があり、さらに多数の論文が公表されている。フリーランスを対象とし、フリーランス法制を取り上げる点で、本書はこれらの書籍や論文と共通する。

しかし本書のアプローチは、他の書籍や論文と大きく異なる。本書は、政府がフリーランス法の制定に関し、一定の政策的成果を挙げるために、できることから進めていくという「フォアキャスティング」的なアプローチを採ったとするが、フリーランスをめぐる法律問題を解決する立場や、現状では労働者性が認めら



●弘文堂
2025年8月刊
A5判・372頁
定価5720円（本体5200円）

●おうち・しんや 神戸大学大学院法学研究科教授。
●さかい・たけお 同志社大学法学部教授。
●とき・まさひと 東京大学大学院法学政治学研究科准教授。
●やまもと・ようた 労働政策研究・研修機構主任研究員。

れないフリーランスをいかに保護すべきかという立場で執筆した書籍や論文は、大別すればこのアプローチに分類される。それに対して本書は、あるべき未来像を想定し、そこから生じる社会課題を見出して、逆算的な発想で政策を考えていく「バックキャストिंग」的なアプローチを採る。本書は、現在の労働社会がデジタル化の進行により大きく変化し、既存の法制度や規制手法が早晩陳腐化すると予想し、それを避けるためにこのようなアプローチが必要であるとする。本書の副題、「デジタル時代の働き方と法」が示すように、本書は、来るべき未来のデジタル時代を踏まえ、そこから逆算した新たな法制度を構想するものである。

本書の筆頭著者である大内伸哉教授は、『AI時代の働き方と法——2035年の労働法を考える』（弘文堂、2017年）、『誰のためのテレワーク？——近未来社会の働き方と法』（明石書店、2021年）、「DXのもたらす影響と労働政策の課題」法の支配207号（2022年）84頁以下等において、デジタル時代における労働法や働き方、法制度のあり方について継続的に論じてこられた。本書は、これらの研究の延長線上に位置づけられるものとする。

2 本書の概要

(1) 序章「フリーランス法を越えて」

本書は、序章「フリーランス法を越えて」から始ま

る。本書は、政府が、待望されたフリーランス法を制定し、フリーランス政策を進めたことの意義は大きいとしつつも、これからのフリーランス政策において決定的に重要と考えられる、DX（デジタルトランスフォーメーション）と呼ばれる、社会のデジタル化のなかにフリーランスを位置づけるという視点が現在の政策には不足しているように思えるとする。人間の労働や就労は、情報通信技術（ICT）の発達や、AI（人工知能）の利活用、デジタルプラットフォーム（DPF）やデジタルレイバープラットフォーム（DLPF）の進展等により、変化している。本書は、DX のインパクトやICTを活用した自律分散的・水平的な働き方を想定したうえで、今後のフリーランス政策にはDLPFの支配力をどのようにコントロールするかという視点が不可欠であるとする。フリーランス法で政府が用いた「フォアキャスティング」的なアプローチでは、将来の労働社会への対応は後手に回るおそれがあることから、本書は「バックキャスティング」的なアプローチを採るとし、最終的な目標を、「フリーランスを含むすべての就労者が、近未来の労働社会において、現在とは大きく異なる技術環境のもとで、安心して安全に働けるための政策を構築すること」に設定する。

(2) 第Ⅰ部「フリーランスとは何か」

第Ⅰ部では、フリーランスの問題状況が検討される。

第1章では、フリーランスが政策論の対象とされる背景的事情が説明される。日本型雇用システムでは企業内教育訓練が重視され、企業の指揮命令を忠実に遂行する人材を育成してきた。しかしながら、現在のデジタル技術は、数年先の水準を予想することも容易でなく、教育訓練の実施が難しくなっている。また、デジタル化の進行は企業の求める人材像を変容させている。これからの企業が求めるのは、「デジタル技術を活用して価値を生み出す知的創造性を持つ人材」であり、このような人材は請負的な働き方に適した「プロ人材」であるから、雇用されないフリーランスとしての働き方が広がることが予想されるとする。そして、雇用という働き方が減少し、フリーランスとしての働き方が必要となることが予想されることから、法制度面でも、雇用労働者の利益への配慮に偏った仕組みを働き方に中立的なものに再編し、フリーランスとして

の働き方から生じうる新たな政策課題に対応する必要があるとする。

第2章では、フリーランスの法的地位や働き方に関するこれまでの法規制が説明される。そのうえで、パッチワーク的に労働法的な保護を及ぼす方法や、経済法の活用には、課題や限界があることが示される。続く第3章では、政府のフリーランス政策について、フリーランス法の制定に至るまでの過程が述べられる。

第4章では、社会保障の観点から、フリーランスのセーフティネットが検討される。フリーランスを含む自営業者のセーフティネットには任意加入の制度も多い。個人のニーズに適合した保障が選択可能という点では評価できるが、所得再分配機能が限定的であり、逆選択の問題があり、ゲートキーパーが不在である等の問題が指摘される。

第5章では、これからのフリーランスの就労の中心になると予想されるDLPF就労が検討される。

(3) 第Ⅱ部「海外のDLPFに関する立法・議論」

第5章を受け、第Ⅱ部はDLPF就労を中心に、海外の立法・議論を展開する。

第6章では、労働法に関する内容について、ドイツ、アメリカ、EU、イギリス、フランスの動向が紹介される。特に注目されるべきはEUの動向である。EUでは、2024年4月にPF指令が新たに採択された。本書では、PF指令の基礎にある問題意識（背景）や、原案から最終案にかけての内容の変遷も意識しながら、PF指令の概要が丁寧に紹介される。また、欧州委員会が2022年9月30日に策定・公表した「一人自営業者の労働条件を定めた団体協約に対するEU競争法の適用に関するガイドライン」についても詳細に紹介される。

第7章は、ドイツ、フランス、アメリカの社会保障を取り上げる。社会保険を中心に各国の社会保障が紹介され、各制度のフリーランスに対するセーフティネットとしての意義・特質が指摘される。

(4) 第Ⅲ部「新たな法制度の構築に向けて」

第Ⅲ部は、第Ⅰ部と第Ⅱ部の検討を踏まえ、新たな法制度の構築に向けた議論を行う。

第8章では第Ⅰ部での考察を受けて、フリーランス

政策における課題が、フリーランス法の制定前後でどのように変わったかが述べられる。政策課題のいくつかはフリーランス法に取り入れられたが、「誤分類の是正」「労働者性基準の明確化」「セーフティネットの拡大」といった労働法・社会保障法の理論的課題は未解決である。また、「経済法と労働法との協働」という理論的課題については、解決の方向性を示すにとどまる。「第4節 労働者性の判断基準の問題」では、未解決の理論的課題の1つである労働者性基準についての対処方法を提示する。その第1の方法は、PF就労者に対して労働者性の有無に関係なく統一的な法制度を適用することであり（これにより労働者性を論じる必要自体がなくなる）、第2の方法は社会保険における被保険者資格の確認手続きを参考に、労働者性の事前判定手続きを導入することである。

第9章では、PF就労に対する法制度がどうあるべきかが検討される。フリーランス法後の政策課題の分析視角として、拡張主義的アプローチよりも普遍主義的アプローチが、フォアキャストिंग的なアプローチよりもバックキャストिंग的なアプローチが適していることが述べられる。DLPFにおけるPF事業者の法的責任のあり方と、新たなセーフティネットのモデルが、それぞれ提示される。

3 若干のコメント

大内教授は未来の労働法や働き方について、これまでも数多くの見解を示されてきた。そこでは、「労働法の出番はもはやなさそうだ」（前掲・大内（2017年））、「労働」なき時代の到来を視野に入れることは不可欠である」（前掲・大内（2022年））等、労働法や労働そのものが将来的に消えゆく可能性が示唆された。本書では、社会のデジタル化により、労働者の仕事や働き方、さらには企業における教育訓練や企業が求める人材が変化する可能性が指摘されるが、その指摘は納得がいくものである。本書は未来の働き方を論じることの必要性和意義を明示し、これまでの法政策を精緻に分析して提示することで、より説得的な未来を見据えた改革が提言されている。

フリーランス法制は、フリーランス保護法のニュアンスでしばしば取り上げられる。フリーランスのなかには保護されるべき弱い立場の者が存在し、それが社

会問題となっているところ、保護に欠けている者を救済する法制の整備は、政府の重要な任務といえる。その意味で、フォアキャストिंग的なアプローチは政府に適しているのかもしれない。しかしながら、フォアキャストिंग的なアプローチは、その場しのぎの改正にとどまることもある。パッチワーク的な保護になることや、部分的に法理念や法制度を変容させてしまうこともあるだろう。さらに、このアプローチには、制度を抜本的に見直す大胆な改革を期待することができないことが課題である。本書のバックキャストिंग的なアプローチは、研究者にこそ許される手法なのかもしれない。第Ⅲ部で示された、既存の枠に囚われない改革提言は刺激的であり、研究者の研究はかくあるべきとの思いを評者は強く持った。

本書の企画段階では、フリーランス法の制定は見通されておらず、本書はフリーランス法の成立・施行に合わせて企画・執筆されたものではないようである。もっとも、フリーランス法の制定過程や内容に関する検討が示されたことにより、政府のアプローチと本書のアプローチとの相違がいつそう明確になった。さらに、フリーランス法に関心を持つ、より多様な読者が本書を手にとったと考えられるところ、同法の概要と課題が整理されていることから、意義ある書として広く受け止められるであろう。

評者の素朴な疑問として、第1に、DLPFの進展は、国境を越えた働き方を可能にするように思われる。そのような働き方に対して法制度がいかに対応すべきか、また、PF事業者にいかにして法的責任を課すかは、国際私法の課題であるが、労働法学からの検討も求められよう。その際、第Ⅱ部第6章第3節で示されたEU法の知見は参考になるが、評者としてはそのあたりをもう少し知りたかった。

第2に、第Ⅲ部第9章第3節で示された新たなセーフティネットは、基礎的なニーズと追加的・選択的なニーズに分類したうえで、どの範囲で公的保障が行われるべきか、2つのモデルを示している。社会保障給付のみならず、税制上の措置（所得控除、給付付き税額控除）を含めて検討が行われている点は、有意義であり、説得力がある。もっとも、これら2つのモデルにおける労災保険給付の位置づけが評者には明確ではなかった。「自助努力を重視するモデル」では、傷病

や年金に関して保険事故が業務上であるか否かを区別しないことも想定されるが、評者としてはそのような考えには否定的である。

みずしま・いくこ 大阪大学大学院高等司法研究科教授。
労働法・社会保障法専攻。